

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人留学生支援企業協力推進協会（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは、明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、評議員、会長、顧問及び非常勤役員には報酬を支給しない。

2 常勤役員には、定款第28条第1項ただし書きに基づき、報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬等の額は、年額500万円以内とする。

2 この法人の常勤の監事の報酬は、評議員会が決議しない場合においては、監事の協議によって定めるものとする。

(報酬の支給日及び支給方法)

第5条 常勤役員の報酬は、年額を12で除した額を毎月20日に、銀行振り込みにより支払うものとする。ただし、20日が休日にあたるときはその前勤務日に支払うものとする。

(費用)

第6条 この法人は、会長、顧問、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求の日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106号第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。